

遺失物法の規定に基づく特例施設占有者の指定、施設占有者に対する報告の要求等に係る手続に関する規則をここに公布する。

平成19年12月7日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第23号

遺失物法の規定に基づく特例施設占有者の指定、施設占有者に対する報告の要求等に係る手続に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、香川県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が遺失物法（平成18年法律第73号。以下「法」という。）第17条の規定に基づく遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定により行う特例施設占有者の指定（以下「指定」という。）、法第25条第1項の規定により行う施設占有者に対する報告又は資料の提出の要求等に係る手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請方法)

第2条 指定を受けようとする施設占有者は、遺失物法施行規則（平成19年国家公安委員会規則第6号。以下「施行規則」という。）第28条第2項の規定による公安委員会への申請書の提出をするときは、その施設（移動施設にあっては、当該施設占有者の主たる事務所）の所在地を管轄する警察署の署長を経由して行うものとする。

2 施行規則第28条第2項の規定により提出する申請書の様式は、別記様式第1号の特例施設占有者指定申請書のとおりとする。

3 施行規則第28条第3項の規定により添付する同項第1号ロに規定する書面の様式は別記様式第2号の誓約書のとおりとし、同号ハに規定する書面の様式は別記様式第3号の物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要のとおりとする。

(指定の通知等)

第3条 公安委員会は、指定をしたときは別記様式第4号の特例施設占有者指定通知書により、指定をしなかったときは別記様式第5号の特例施設占有者不指定通知書によりその旨を当該指定又は不指定に係る申請をした施設占有者に通知するものとする。

2 施行規則第28条第4項の規定による公示は、別記様式第6号の特例施設占有者指定公告を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。

(公示事項等の変更の届出方法等)

第4条 指定を受けた施設占有者は、施行規則第29条第1項又は第3項の規定による届出をするときは、別記様式第7号の特例施設占有者変更事項届出書を公安委員会に提出して行うものとする。

2 第2条第1項の規定は、前項の特例施設占有者変更事項届出書の提出について準用する。

3 施行規則第29条第2項の規定による公示は、別記様式第8号の特例施設占有者変更事項公告を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。
(指定の取消しの手続)

第5条 公安委員会は、施行規則第30条第1項の規定による指定の取消しをしようとするときは、行政手続法（平成5年法律第88号）、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第26号）及び聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則（平成12年香川県公安委員会規則第27号）の規定に基づき聴聞を実施しなければならない。

2 公安委員会は、施行規則第30条第1項の規定による指定の取消しをしたときは、別記様式第9号の特例施設占有者指定取消通知書により、名あて人である施設占有者にその旨を通知するものとする。

3 施行規則第30条第2項の規定による公示は、別記様式第10号の特例施設占有者指定取消公告を公安委員会の掲示板に掲示して行うものとする。
(報告等の要求の方法)

第6条 法第25条第1項の規定による施設占有者に対する報告若しくは資料の提出の要求又は同条第2項の規定による特例施設占有者に対する報告若しくは資料の提出若しくは保管物件の提示の要求は、別記様式第11号の遺失物取扱業務に係る報告等要求書により行うものとする。

(指示の手続)

第7条 公安委員会は、法第26条第1項又は第2項の規定による施設占有者又は特例施設占有者に対する指示をしようとするときは、行政手続法、聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則及び聴聞及び弁明の機会の付与の手続に関する規則の規定に基づき弁明の機会の付与をしなければならない。

2 法第26条第1項又は第2項の規定による施設占有者又は特例施設占有者に対する指示は、別記様式第12号の遺失物取扱業務に係る指示書により、名あて人である施設占有者又は特例施設占有者にその旨を通知して行うものとする。

附 則

この規則は、平成19年12月10日から施行する。

特例施設占有者指定申請書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

㊟

遺失物法施行令第5条第5号の規定による指定を受けたいので、遺失物法施行規則第28条第1項の規定により申請します。

| | |
|---------------------------------------|----------|
| (ふりがな) | |
| 氏名又は名称 | |
| 住所又は所在地 | 電話 () - |
| (ふりがな) | |
| 法人の代表者の氏名 | |
| 施設の名称及び所在地 (移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲) | |
| 物件の保管の場所 | |
| 推定による1箇月間の物件の数及びその算出の基礎 | |

備考

- 1 申請者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

誓 約 書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

住 所

氏 名

印

私は、次のいずれにも該当しないことを誓約します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受け復権を得ない者
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、又は刑法第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して2年を経過しない者

備考

- 1 誓約をする者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要

施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

| | |
|--------------------------------|--|
| <p>物件の保管を行うための 施設の概要</p> | |
| <p>物件の保管を行うための 人的体制の概要</p> | |

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

特例施設占有者指定通知書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会



年 月 日付で申請のあった次の施設に係る施設占有者については、遺失物
法施行令第5条第5号の規定による特例施設占有者として指定したので通知する。

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

特例施設占有者不指定通知書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会

印

年 月 日付けで申請のあった次の施設に係る施設占有者については、遺失物
法施行令第5条第5号の規定による特例施設占有者として指定しないので通知する。

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

2 理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

特例施設占有者変更事項届出書

年 月 日

香川県公安委員会 殿

届出者の氏名又は名称及び住所又は所在地

㊞

遺失物法施行規則第29条 第1項 公示に係る事項
第3項 の規定により、 記載事項 の変更の届出をします。

| 変更前の事項 | 変更後の事項 |
|--------|--------|
| | |

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 届出者は、氏名を記載し及び押印することに代えて、署名することができる。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

特例施設占有者指定取消通知書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会



遺失物法施行令第5条第5号の規定により 年 月 日付けで行った次の施設に係る特例施設占有者の指定は、遺失物法施行規則第30条第1項の規定により取り消したので通知する。

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

2 取消年月日

3 取消しの理由

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

香川県公安委員会公告第 号

特例施設占有者指定取消公告

遺失物法施行令（平成19年政令第21号）第5条第5号の規定により 年 月 日
付けで行った次の施設に係る特例施設占有者の指定は、遺失物法施行規則（平成19年国家公安
委員会規則第6号）第30条第1項の規定により取り消したので、同条第2項の規定により公示
する。

年 月 日

香川県公安委員会委員長



1 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

2 指定を取り消した施設占有者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人にあつては、そ
の代表者の氏名

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

遺失物取扱業務に係る報告等要求書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称 殿

香川県公安委員会

印

第25条第1項 報 告
遺失物法 の規定により、次のとおり 資 料 の 提 出 を求める。
第25条第2項 保管物件の提示

1 施設の名称及び所在地（移動施設にあつては、その概要及び移動の範囲）

2 報 告
資 料 の 提 出 を求める事項
保管物件の提示

3 報 告
資 料 の 提 出 の期限
保管物件の提示

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

遺失物取扱業務に係る指示書

第 号
年 月 日

住所又は所在地

氏名又は名称

殿

香川県公安委員会

印

遺失物法 第26条第1項
第26条第2項 の規定により、次のとおり指示する。

- 1 施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）
- 2 違反事項
- 3 指示事項
- 4 指示の理由

備考

- 1 不要の文字は、横線で消すこと。
- 2 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。